那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和5年	4月	1日
最終更新年月日	令和 年	月	日

実施機関の名称	市長	
(法第74条第1項第2号)		
担当課名及びグループ名	税務課 市民税グループ	
(法第74条第1項第2号)		

1	個人情報ファイルの名称 (法第74条第1項第1号)	特別徴収情報管理システムファイル		
2	個人情報ファイル利用目的 (法第74条第1項第3号)	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金 徴収)に関する事務を行うために利用する。		
3	記録項目 (法第74条第1項第4号)	1個人名、2住所、3性別、4生年月日、5世帯情報、6電話番号、7天引情報 8国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療資格情報 9特別徴収情報		
4	記録範囲 (法第74条第1項第4号)	個人		
5	記録情報の収集方法 (法第74条第1項第5号)	個人、官公署、住基システム、国民健康 険システム、後期高齢者医療システム	€保険(賦課)システム、介護保	
6	要配慮個人情報の有無 (法第74条第1項第6号)	■ 有 □ 無		
7	記録情報の経常的提供先 (法第74条第1項第7号)	■ 有(株式会社 TKC、官公署) □ 無		
8	開示請求等を受理する 担当課名及びグループ名 (法第74条第1項第9号)	(名 称)税務課 市民税グループ(所在地)那須烏山市中央1-1-1(名 称)総務課 行政グループ(所在地)那須烏山市中央1-1-1		
9	訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等 (法第74条第1項第10号)	□有() ■ 無	
10	個人情報ファイルの種別	■ 電算処理ファイル	□ マニュアル処理ファイル 法第60条第2項第2号	
11	備考			

- ・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
- ・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
- ・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
- ・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。